

令和3年度 第11回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年9月10日（金） 午前9時40分から9時50分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 前田 俊和
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 米田 康孝 係 長 足立 陽子
係長 山口 玲夏

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和4年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：技術・専門職））の実施について

議案第2号 管理職手当の区分の承認に係る専決処分の承認について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和4年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：技術・専門職））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和4年4月1日採用予定の標記採用試験を次のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
社会福祉（福祉コース）	1名程度
社会福祉（心理コース）	1名程度
薬剤師（公衆衛生コース）	1名程度
総合化学（食品化学コース）	2名程度
農業	4名程度
林業	1名程度
畜産	2名程度
電気	1名程度
計	13名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

薬剤師（公衆衛生コース）：昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた人

その他の職種：① 昭和61年（1986年）4月2日から平成12年（2000年）4月1日までに生まれた人

② 平成12年（2000年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

イ 資格・免許等

社会福祉、薬剤師及び総合化学には、職種に係る資格・免許等が必要

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和4年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験内容

試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験	150点 [多肢選択式…40問 2時間] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	
	専門試験	電気以外	[多肢選択式…40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
		電気	[多肢選択式…30問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験	120点 [1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験	
適性検査	— 職務遂行に関する適性についての検査		
第2次試験	人物試験	600点 個別面接による人物、専門的知識についての口述試験	

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。) また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

(4) 試験日程

受付期間	9月17日（金）午前9時～10月4日（月）午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする	
第1次試験	試験日	10月24日（日）
	試験会場	鳥取県庁、鳥取県東部庁舎
	試験種目	教養試験、専門試験、論文試験、適性検査
	合格者発表	11月12日（金）（予定）
第2次試験	試験日	12月上旬のうち指定する1日（予定）
	試験会場	鳥取県庁
	試験種目	人物試験（個別面接）
	採用候補者発表	12月中旬（予定）

(5) その他

(4) の日程は、新型コロナウイルスの感染状況、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

◇議案第2号

管理職手当の区分の承認に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

管理職手当に関する規則別表第1の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり申請があり、人事委員会の事務の専決及び代決規則第2条第2項の規定により、令和3年9月6日に下記のとおり専決処分し承認した。

よって同条3項の規定により報告するとともに承認を求める。

1 申請内容

対象となる職員の職・氏名	任用しようとする職	適用する管理職手当区分
地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課長 西川 泰介	令和新時代創造本部 参事	3種

2 申請理由

平井知事の全国知事会会長への就任に伴い、その総合調整を行う体制を整備するため、部付けの参事を配置する。当該参事は、全国知事会事務局、国、他都道府県の管理職等と調整を図りながら全国知事会の政策提言等を取りまとめていく役割を担う者であり、その職務の困難性や職責は所属長と同程度のものであることから、3種の区分を適用することを申請するものである。

【関係規定】

○職員の給与に関する条例

(管理職手当を支給する職及び区分)

第7条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性を考慮して人事委員会規則で指定する職を占める職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

○管理職手当に関する規則

第2条

(管理職手当を支給する職及び区分)

第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則で指定する職は、別表第1の組織欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の職欄に定める職(人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とする。

2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、それぞれ同表の区分欄に定める区分とする。

別表第1

組織	職	区分
共通	参事(人事委員会が承認したものに限る。)	3種
	参事	4種
	参事(行財政改革局職員人材開発センターの所掌事務に参画するものに限る。)	5種

○管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

1 2 別表第1の参事で人事委員会が承認したものは、鳥取市の中核市移行に伴い鳥取市へ派遣となる者で職務・職責が所属長に相当する者をいう。

第202100134575号
令和3年9月6日

鳥取県知事 様

鳥取県人事委員会委員長



管理職手当の区分に係る承認について（通知）

令和3年9月2日付第202100128603号で申請のあったこのことについては、申請のとおり承認します。

（担当）給与課 竹歳
（電話）7555



第202100128603号
令和3年9月2日

鳥取県人事委員会事務局長 様

鳥取県知事



管理職手当を支給する職及び区分に係る承認について（依頼）

このことについて、管理職手当に関する規則（昭和33年10月鳥取県人事委員会規則第22号）別表第1により、令和3年9月9日から別紙のとおり取扱いできるよう承認願います。

（担当）総務部行財政改革局人事企画課
人材活用担当 西田
電話：0857-26-7034

(別紙)

対象となる職員の職氏名	任用しようとする職	適用する管理職 手当の区分
地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課長 西川 泰介	令和新時代創造本部 参事	3種

六 次回人事委員会の開催

令和3年9月24日（金）午前9時40分から開催することとした。